

# 緊急事態宣言の解除における 屋内体育施設の対応について【お知らせ】

大阪府を対象とした緊急事態宣言の解除に伴い、屋内体育施設の利用について令和3年3月1日（月）から次のとおりとさせていただきます。

## 【変更点】

- 屋内体育施設の利用時間を通常どおりに戻します。

※新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、当分の間、各施設において利用人数の制限など条件付きの利用となりますことを、ご了承ください。

## 【個人使用】

- 午後9時までのご利用に戻ります。

## 【専用使用】

- 午後9時までのご利用に戻ります。
- 3月1日（月）以降の予約をキャンセルされる場合、新型コロナウイルス感染症予防を理由とするキャンセルであっても、従来どおりキャンセル料を徴収いたします。

## 【教 室】

- 午後8時をまたぐ教室で時間の変更や短縮、中止の教室については、3月1日（月）から通常どおりとなります。

詳細は指定管理者ホームページをご覧ください。

【HP QRコード】



※今後の感染状況の変化などにより、利用状況等が変更となる場合があります。

ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。